

平成 27 年 5 月第 1 回市議会臨時会 議案等概要

1 日 程

- | | | |
|-----|---------|---------------|
| (1) | 招 集 告 示 | 5 月 1 2 日 (火) |
| (2) | 開 会 | 5 月 1 9 日 (火) |

2 提出案件

- | | | |
|-----|-----|-----|
| (1) | 報 告 | 4 件 |
|-----|-----|-----|

土 浦 市

提出案件一覧

報告

【専決処分 4件】

- | | | |
|---|--------|-------------------------------------|
| 1 | 報告第 6号 | 専決処分の承認について（土浦市税条例等の一部改正について） |
| 2 | 報告第 7号 | 専決処分の承認について（土浦市国民健康保険税条例等の一部改正について） |
| 3 | 報告第 8号 | 専決処分の承認について（土浦市介護保険条例の一部改正について） |
| 4 | 報告第 9号 | 専決処分の報告について（和解について） |

平成 27 年第 1 回市議会臨時会 報告

【専決処分 4 件】

1 報告第 6 号 専決処分の承認について（土浦市税条例等の一部改正について）

改正の趣旨	地方税法等の一部改正に伴う改正等
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民税関係 <ul style="list-style-type: none"> ・法人市民税均等割の税率適用区分である「資本金等の額」の改正 会社の自己資産を振替えて資本を増やしたり、欠損を補填するために資本準備金を取崩すなど、資本金等の増減を反映 ・個人市民税における住宅ローン控除の適用期限の延長 「平成 29 年 12 月 31 日まで」 ⇒ 「平成 31 年 6 月 30 日まで」 1 年半の延長 ・ふるさと納税に係る特例控除額の上限を所得割額の 1 割から 2 割に拡充 平成 27 年度の寄付金について平成 28 年度分の個人住民税から適用 ・「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設 確定申告が不要な給与所得者等について、確定申告をせずに控除が受けられる特例 ● 固定資産税関係 <ul style="list-style-type: none"> ・新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅についての減額措置に地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）を導入し、適用期限を 2 年間延長 わがまち特例基準 1/2 以上 5/6 以下のところ、現行どおり 2/3 を減額 ● 軽自動車税関係 <ul style="list-style-type: none"> ・一定の環境性能を有する軽四輪自動車等について、グリーン化特例を導入 平成 27 年度中に新規登録した車両を取得した場合に、翌年度（平成 28 年度）分について、環境性能に応じて 75%～25%を減額 ・二輪車等の税率引上げ時期の延長 「平成 27 年 4 月 1 日から」 ⇒ 「平成 28 年 4 月 1 日まで」 1 年間の延期 ● その他（共通事項） <ul style="list-style-type: none"> ・市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税及び都市計画税について、減免申請期間を延長 「納期限前 7 日まで」 ⇒ 「納期限まで」 7 日間の延長
施行日	平成 27 年 4 月 1 日（軽自動車税の一部については公布の日（平成 27 年 3 月 31 日））
専決処分日	平成 27 年 3 月 31 日

2 報告第7号 専決処分の承認について（土浦市国民健康保険税条例等の一部改正について）

改正の趣旨	地方税法施行令の一部改正に伴う改正等
改正の主な内容	<p>● 課税限度額及び軽減判定所得の見直し</p> <p>① 課税限度額の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎課税額 51万円 ⇒ 52万円 ・ 後期高齢者支援金等課税額 16万円 ⇒ 17万円 ・ 介護納付金課税額 14万円 ⇒ 16万円 <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/> <p style="margin-left: 20px;">合 計 81万円 ⇒ 85万円</p> <p>② 軽減判定所得の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5割軽減 基礎控除額（33万円）＋24.5万円×被保険者数 ⇒ 基礎控除額（33万円）＋<u>26万円</u> ×被保険者数 ・ 2割軽減 基礎控除額（33万円）＋45万円 ×被保険者数 ⇒ 基礎控除額（33万円）＋<u>47万円</u> ×被保険者数 <p>● 原発避難者への減免措置の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常は納期限までとする減免申請の期限を、原発避難者に対しては期限を設けず申請が可能とする特例措置の延長 平成26年度賦課分まで ⇒ 平成27年度賦課分まで <p>● 減免申請期間の延長</p> <p style="margin-left: 20px;">「納期限前7日まで」 ⇒ 「納期限まで」 7日間の延長</p>
施行日	平成27年4月1日
専決処分日	平成27年3月31日

3 報告第8号 専決処分の承認について（土浦市介護保険条例の一部改正について）

改正の趣旨	市税条例及び国民健康保険税条例に合わせた改正
改正の主な内容	<p>● 減免申請期間の延長</p> <p>普通徴収：「納期限前7日まで」 ⇒ 「納期限まで」 7日間の延長</p> <p>特別徴収：「年金給付の支払いに係る月の前前月の15日まで」 ⇒ 「年金給付の直近の支払日まで」 2ヶ月間の延長</p>
施行日	平成27年4月1日
専決処分日	平成27年3月31日

4 報告第9号 専決処分の報告について（和解について）

市道に関する人身事故の和解

事故発生年月日	平成26年12月30日(火) 午後9時00分頃
事故発生場所	土浦市港町一丁目3486番地先
相手方	東茨城郡茨城町 男性
原因・状況等	宿泊施設(ホテルグリーンコア土浦)脇の市道の側溝の蓋が割れ落ちていたため、通りかかった相手方が側溝に落下し負傷した。
和解内容	土浦市の損害賠償額 8,060円 (相手方損害額 8,955円×90%) その余の請求権の放棄
専決処分日	平成27年3月20日